

政統発 0528 第 1 号  
令和 8 年 5 月 28 日

一般社団法人  
日本病院会 会長 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



#### 令和 8 年医療施設静態調査の協力依頼について

医療施設調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として 3 年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和 8 年医療施設静態調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、引き続き、一層のオンライン調査の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

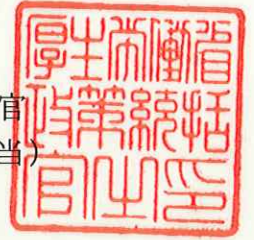


政統発0528第6号

令和8年5月28日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和8年患者調査の協力依頼について

患者調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和8年患者調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、一層の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

## 令和8年患者調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

### 2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約6,600、一般診療所：約5,900、歯科診療所：約1,600）を利用した患者を調査の客体とする。

### 3 調査の期日

- (1) 病院の入院及び外来患者については、令和8年10月20日（火）～22日（木）の3日間のうち、厚生労働省が病院ごとに指定した1日とする。
- (2) 一般診療所の入院及び外来患者並びに歯科診療所の外来患者については、令和8年10月20日（火）、21日（水）、23日（金）の3日間のうち、厚生労働省が診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 病院及び一般診療所の退院患者については、令和8年9月1日～30日までの1か月間とする。

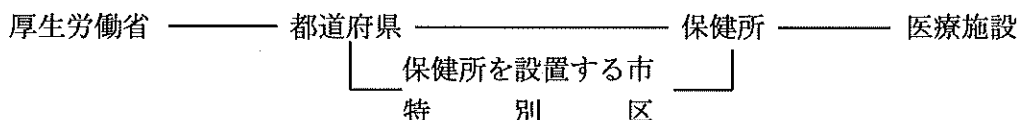
### 4 調査票の種類及び調査の事項

- (1) 調査票の種類  
病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、一般診療所票、歯科診療所票、病院退院票、一般診療所退院票
- (2) 調査の事項  
性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況、その他関連する事項

### 5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式による。

なお、調査票（紙）に代えて、電磁的記録媒体（CD-R等）に保存した電子調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した電子調査票による提出も可とする。



### 6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

なお、医療施設に関する情報の一部は、医療施設静態調査から得ることとする。

政統発 0528 第 11号  
令和 8 年 5 月 28日

一般社団法人  
日本病院会 会長 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



### 令和8年受療行動調査の協力依頼について

受療行動調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得るために3年ごとに実施するものです。

本年の調査は、調査員が調査票の配布を行い、原則患者による郵送とする従来の提出方法に加え、政府統計共同利用システムのオンライン調査による回答も可能とし、別添「令和8年受療行動調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施いたしますので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

# 令和8年受療行動調査の概要

## 1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外來診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査客体から除くこととする。

## 3 調査の期日

令和8年10月20日(火)～22日(木)の3日間のうち厚生労働省が病院ごとに指定した1日(患者調査と同日)

## 4 調査事項

### 外来患者票

診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、初めて医師に診てもらったときの自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度 等

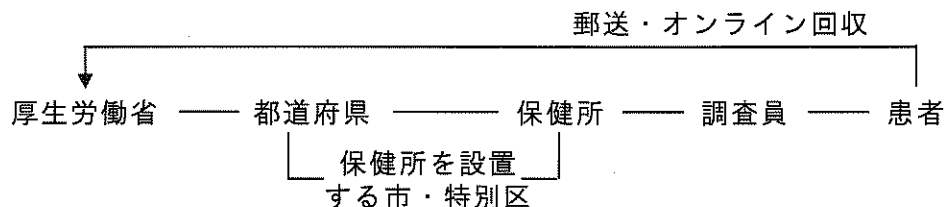
### 入院患者票

病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度 等

## 5 調査の方法及び系統

調査員が患者に病院で調査票を配布する。

患者は、調査票に記入後、郵送で厚生労働省に提出する。ただし、患者が郵送で提出することが困難な場合は、患者から提出を受けた調査員が郵送で厚生労働省に提出することも可能とする。また、患者は、郵送による提出に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。



## 6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行う。

なお、「令和8年医療施設静態調査」による外来患者延数と在院患者数及び「令和8年患者調査」による外来患者、入院患者の年齢構成を用いて全国推計を行う。